

車体試験用標識使用申請書

1. 標識番号 臨 号

2. 種 別 原動機付自転車

3. 貸与期間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

4. 条 件
- (1) 標識は使用の必要がなくなったときには、直ちに返納すること。
 - (2) 標識は丁寧に取扱い、き損・亡失したときは、直ちに届出すること。
 - (3) 標識の取扱い等については、長崎市条例の規定を厳守すること。
 - (4) 以上の事項に違反したときは、3ヶ月以上標識の交付を停止されても差し支えないこと。

上記の事項を堅く守り標識の使用についてここに申請書を提出します。

令和 年 月 日

(あて先) 長崎市長

住 所

氏 名
(名 称)

備 考 貸与期間は1年とする。(9月末までを期限)

貸与枚数は原則として1販売店につき1枚限りとする。

ただし、過去1年間の販売実績により増加貸与することができる。